

地方自治法施行令抜粋 第5章 財務 第6節 契約

<http://homepage1.nifty.com/greatforest/Jichi15g.htm>

(指名競争入札)

第167条 地方自治法第234条第2項の規定により指名競争入札によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

1. 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
2. その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
3. 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。

1. 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
 2. 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
 3. 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
 4. 競争入札に付することが不利と認められるとき。
 5. 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
 6. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
 7. 落札者が契約を締結しないとき。
- 2 前項第6号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第7号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履

行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

- 4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

別表第3 (第167条の2関係)

(上欄)	(下欄)
1 工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市 250万円
	市町村(指定都市を除く。以下この表において同じ。) 130万円
2 財産の買入れ	都道府県及び指定都市 160万円
	市町村 80万円
3 物件の借入れ	都道府県及び指定都市 80万円
	市町村 40万円
4 財産の売払い	都道府県及び指定都市 50万円
	市町村 30万円
5 物件の貸付け	30万円
6 前各号に掲げるもの以外のもの	都道府県及び指定都市 100万円
	市町村 50万円